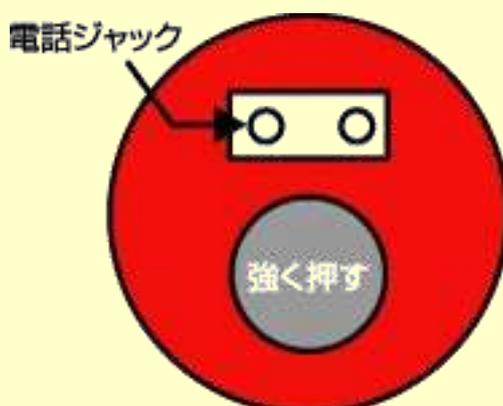


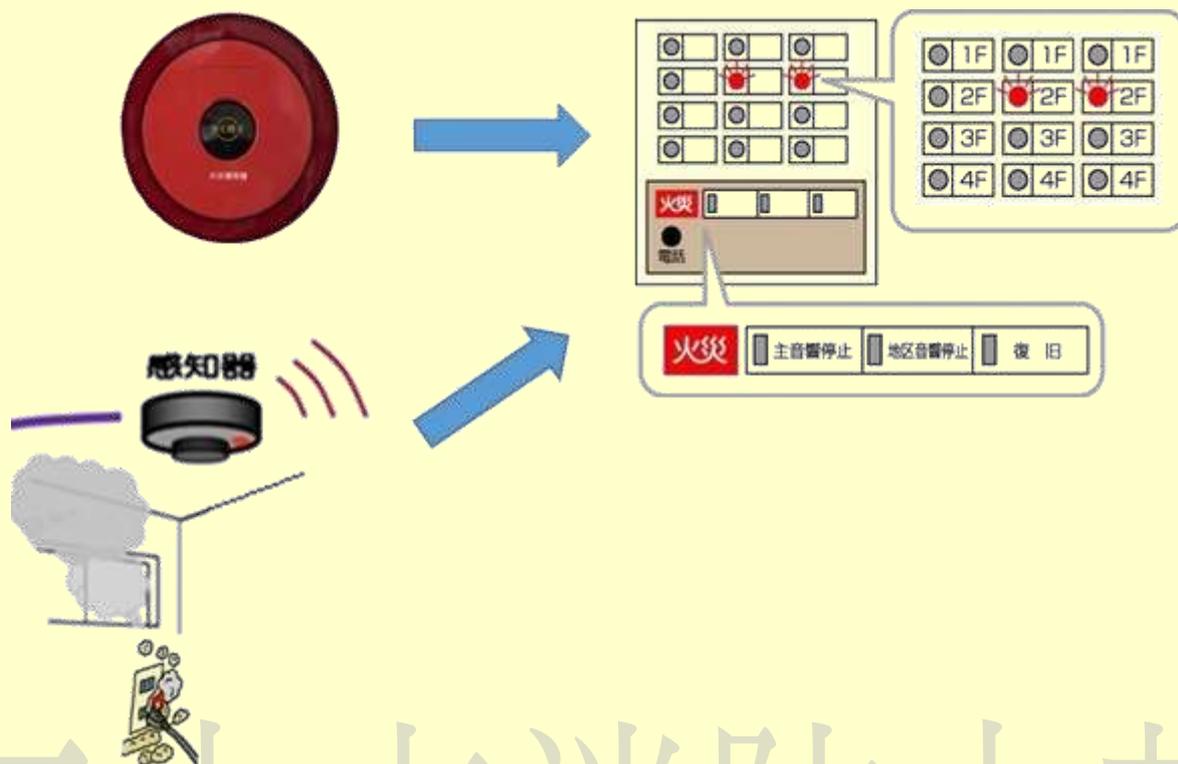
自動火災報知設備が作動したら…

一般的な設備（例）

1. 一部の事業所を除き、延べ面積 300 m²以上の建築物には自動火災報知設備の設置義務があります。
2. 各部屋に設置されている感知器が熱や煙で作動すると、受信機において「火災」と書かれた表示灯と、感知器が作動した区域の地域表示灯が点灯します。
(※ 湿気やゴミ等で通電し誤作動する場合があります。)
3. 押しボタン式発信機においても、受信機へ発報箇所を知らせることができます。
4. 受信機及び、現場の押しボタン式発信機などにおいて、音響（ベル音）が鳴ります。
5. 受信機において、火災を知らず音響（ベル音）が鳴ると、受信機に備え付けられている警戒区域一覧図を活用して、点灯した地区表示灯の火災警戒区域を確認します。
6. 電話ジャック付発信機がある場合については、現場に行く人は電話の受話器を持って現場確認に行き、電話ジャックに接続することで受信機にいる人に現場の状況を連絡することができます。



7. 現場から火災発生連絡を受ければ 119 番通報をします。
8. 初期消火担当者は火災が初期の段階であれば消火活動を、避難誘導担当者は在館者の避難誘導を行います。



8. 主音響停止ボタンを押すことで、受信機のベル音を一時停止することができます。

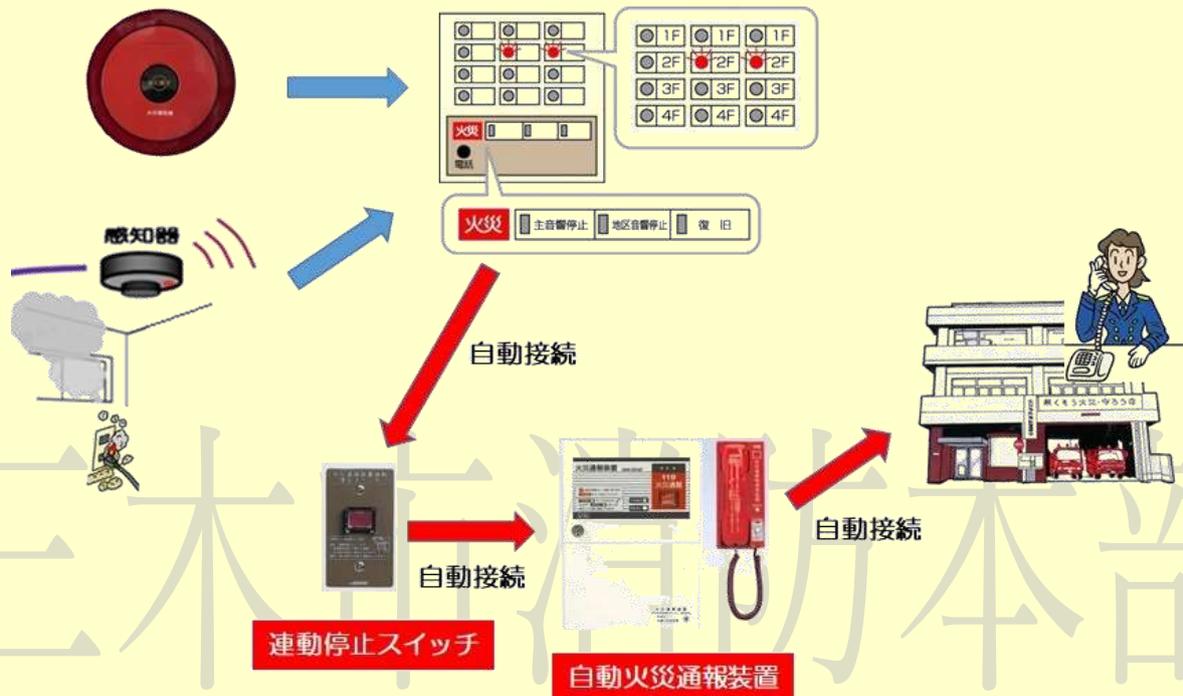
9. 地区音響停止ボタンを押すことで、押しボタン式発信機のベル音を一時停止することができます。

※ 訓練時や明らかな誤作動の場合のみに使用してください。

※ 主音響や地区音響の停止スイッチを押した場合は、復旧後に必ず停止を解除してください。

病院や福祉施設など特殊設備(例)

- 一部の事業所においては、自動火災報知設備が作動すると自動的に消防署へ通報する設備があります。



自動火災報知設備が 誤って作動したら…

一般的な設備(例)

1. 火災ではないのに自動火災報知設備が鳴動した時は、地区音響停止・主音響停止スイッチを押す。

地区音響とは ⇒ 感知器発報現場など、建物内で聞こえている音響

主音響とは ⇒ 受信機から聞こえる音響

2. どの感知器が作動したのか(現場で)確認する

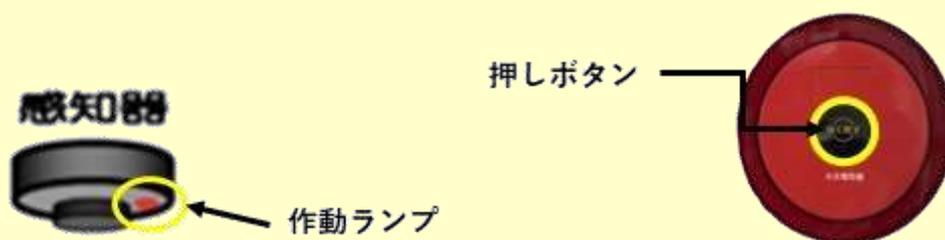
※作動した感知器は横のランプがつく

3. 押しボタン式発信機の場合、ボタンが押した状態になっているときは引いた状態に戻す。

4. 復旧をかける

※ 復旧後は必ず、地区音響・主音響ともに、停止を解除してください。

※ 一度停止させると、解除しなければ次に感知したときに音が鳴りません。





病院や福祉施設など特殊設備(例)

自動通報装置が設置されている場合は、《通話割り込みボタン》が設置されており以下の働きをします。

1. 火災通報装置作動時、受話器が切れている状態で押すと通報が取り消すことができる。
2. 火災通報装置作動後、自動音声再生されているときに押すと割り込んで通話できる。

